

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 24 日

別 記 団 体 御 中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通達では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和 6 年 3 月 22 日付け警察庁丁規発第 37 号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を案内しています。

- ・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね 100 メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- ・申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- ・反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として 1 年以上とすることで全国的に統一
- ・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化 等

令和 7 年 4 月 1 4 日
警察庁丁規発第 8 9 号

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局看護課長 殿
厚生労働省老健局老人保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

訪問看護、訪問診療等（以下「訪問看護等」という。）に使用する車両に係る駐車許可及び駐車規制からの除外措置（以下「駐車許可等」という。）については、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和 6 年 3 月 22 日付け警察庁丁規発第 37 号）等に基づき運用していたところですが、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）も踏まえつつ、駐車許可等に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか）等の新たな 3 本の通達を発出したところです。

ついては、これらの通達の内容等の周知を図るため、別紙により、貴課関係の医療・介護関係機関・団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

令和 7 年 4 月
警察庁交通局交通規制課

駐車許可及び駐車規制からの除外措置についての御案内

警察庁では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか）等の通達（別添 1～3）を都道府県警察に対して発出しました。

これらの通達では、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和 6 年 3 月 22 日付け警察庁丁規発第 37 号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を規定しました。

- 他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね 100 メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- 申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として 1 年以上とすることで全国的に統一
- 医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化
- 許可証等の不正使用事案には、積極的な検挙、許可取消や車両の使用制限命令の検討等、厳正に対処

今後、これらの通達に基づき、各都道府県警察において公安委員会規則の改正等を行っていくこととなるところ、本年 7 月 1 日までにそうした作業を終えるように指導しているところです。

新たな運用の開始時期については、各都道府県警察に問い合わせただくとともに、特に、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性があることから、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

なお、駐車許可は、地域の交通実態等に応じて行っているものであり、申請しても必ずしも許可されるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問い合わせください。